
資料・研究ノート

タイ伝統的社會の土地所有について

——『三印法典』を中心として——

北 原 淳*

A Note on Land Tenure in Traditional Thai Society

Atsushi KITAHARA*

Little study has been made about land tenure in the Ayutthayan period of Thai history, except the pioneering work of Robert Lingat in which the French savant presented the classical view of Siamese king as the sole owner of whole land. This note attempts to review the thesis critically by re-examining the texts of the Three Seals Law used by Lingat and tries to show, within the limited knowledge obtainable from often vague passages of the Corpus, that the royal title on land is nominal and that there existed some kind of right on land on the part of common people.

は じ め に

この覚え書は次のような経緯による伝統的社會の土地所有研究の準備作業の一環であり、まだ十分練られたものではない。

その1は筆者のこれまでの近代土地制度史研究の中で生じた必要性である。植民地支配を直接経験しなかったタイの近代的土地法制には、外国人顧問の慣習尊重の影響もあってか、伝統的社會の慣習が濃厚にひきつがれている。そのため近代の土地所有理解のためには、伝統的社會の土地所有を、少なくともその概略は理解する必要がある。その2はタイ慣習法研究の糸口をつかむ上での必要性である。東南アジア慣習法研究会(国立民族学博物館、石井米雄主査)において各分野の専門家の議論に啓発されて、タイ慣習法を考えようとするとき、ひとまずその題材として土地を選んだのである。その3は、『共同体の基礎理論』に接して以来、共同体論を、タイ社會を例にとって考えてみたい長年の願望である。伝統的社會には国家的秩序だけに解消できない、農村社會それ自体の規範、秩序が存在するはずであり、それなしには農民の生

* 神戸大学文学部; Faculty of Letters, Kobe University

活が成りたないはずだという見通しがある。

さて伝統的社会(ここではアユタヤ時代1350-1766年を念頭におく)を考える場合、依拠すべき史料(資料)としてはさしあたり『三印法典』(กฎหมายตราสามดวง)という、1805年に編さんされた法令集成以外にはない。ところで、同法典は現ラタナコーシン朝になってから、統治上の必要のため、アユタヤ陥落(1766年)によって散逸したアユタヤ時代の法令を集め改ざんを加えた法令集であって、集成された部分はアユタヤ時代の全法令の一部にすぎず、また個々の条文はアユタヤ時代の原型を必ずしもとどめていないため、利用にあたっては慎重な史料批判が必要であることは、つとに指摘されていた。¹⁾

この『三印法典』を使った研究は内外で進められ、伝統的社会の姿は少しずつあきらかになってきている。²⁾ 土地所有、土地制度については、『三印法典』タマサート大学本(1938年版)の校定者で、全体の条文に通曉し、ヒンドゥー法、クメール法、ビルマ法に造詣の深い Robert Lingat が、タイ人法学者のコンメンタール類を参照しつつ行なった研究成果として『土地法』(タイ国法制史私法編の一部)³⁾がある。この Lingat の法制史研究は科学的な水準が高い研究との定評がある。

筆者はこれまで無批判にこの古典的著作によりかかってきたのであるが、この覚え書は、Lingat の依拠した『三印法典』(とくに刑法雑律 พระอัยการลักษณะเบ็ดเสร็จ の部分)を筆者なりに検討して、Lingat の法制史的構成を(法)社会史的構成にくみかえてみようとする試みのほんの第1歩である。しかしこのような試みにとっては同法典の土地、農業関係の条文はあまりにも少なく断片的すぎる。その上、筆者の読解力は、古い文体の含蓄の多い条文を十分読み

1) 石井(1969)。

2) 最近の例では、たとえば次を参照。

Akin Rabibhadana, *The Organization of Thai Society in the Early Bangkok Period, 1780-1873*. Ithaca, New York: Cornell Univ., 1969.

わが国ではたとえば次の例があげられる。

石井米雄「タイの奴隷制に関する覚え書」『東南アジア研究』5巻3号, 1967年12月。

——「タイの徭役制の一考察」『東南アジア研究』6巻1号, 1968年6月。

——「アユタヤ王朝の統治範囲を示す『三印法典』中の3テキスト」『東南アジア研究』6巻2号, 1968年9月。

友杉 孝「タイ土地制度史ノート—タイ農村社会史の試み」斎藤 仁・滝川 勉編『アジアの土地制度と農村社会構造Ⅱ』アジア経済研究所, 1967年。

赤木 攻「タイ社会における妻の地位—婚姻の解消について」『大阪外国語大学学報』29号, 1973年。

——「タイ国の法体系に関する一考察—伝統的法体系の存続」『東南アジア研究』13巻3号, 1975年12月。

田辺繁治「タイ旧制度下の国家領域に関する一考察」『東南アジア研究』10巻2号, 1972年9月。

Ishii, Y., O. Akagi, & S. Tanabe, *An Index of Officials in Traditional Thai Governments*. Discussion Papers Series No. 76, The Center for Southeast Asian Studies, 1974.

3) ร. แลงกาต (R. Lingat), ประวัติศาสตร์กฎหมายไทย (กฎหมายเอกชน). คำสอนปริญญาโท ๔เล่ม. มหาวิทยาลัยธรรมศาสตร์, พ.ศ. ๒๔๗๔-๒๔๘๓, 4vols, Bangkok, 1935-1940. (“กฎหมายที่ดิน,” พ.ศ. ๒๔๘๓, 1940.)

こなせない。(本文中にかかげる条文は本来翻訳が望ましいが、まだ十分な準備がないので、大意、文意要約にとどめる。)同法典を法社会史として再構成するには、社会史、経済史の実証データの比較参照が、どうしても必要であるが、後者の領域の研究はきわめて乏しく、現状では、再構成のための枠組の提示に終らざるをえない。このことをあらかじめおことわりしたい。

I 『三印法典』刑法雑律について

『三印法典』中の刑法雑律は、同法典中、農業・土地に関する規定をまとまって含んでいるので、伝統的社会における農業や土地の問題を論ずるときにはよく参照される。刑法雑律(以下雑律と略記)は、1938年の Lingat 校定のタマサート大学本に従うと、⁴⁾第1条から第176条までである。そのうち、農業・土地関係の条文はほぼ第1条から第75条までである。依拠した暦は必ずしもあきらかではないが、[1]—[45](以下第1条—第45条を指す):1263年,[46]—[51]:戊年(ปีจอฉัตรนิคก),[52]—[65]:1903年,[66]—[72],[73]—[85]:不明,[86]—[118]:1565年,[119]—[138]:不明,[139]—[154]:1906年,[155]—[176]:1146年、とそれぞれ年号がみえる。農業・土地関係についてみると、最初の1263年は不明だが、[52]—[65]の1903年は仏暦であり、従って西暦1360年にあたり、ラーマティボディ王(1350-1369)の治世であるとされている。⁵⁾もっともこの部分に限っても、前述のように、それが14世紀中葉の原型をそのままとめているわけではない。

ここではほとんど史料批判をする余裕はないが、さしあたり、農業・土地関係の部分は、次の四つにわけて考えてみるのが便利かと思われる。(1)時代の変化にあまり影響されない慣習律的な部分、(2)時代の変化を受けながらも生き残った部分、(3)時代の変化に応じてその後改められた部分、(4)その後あらたに付加された部分。この区分は厳密にいうと、ひとつの条文の中でもある部分(言葉、語句、文章)についていえることだが、ここではそのようなことはあるにしても、条文全体として、どれに区分されるかを考えてみたい。

(1)に該当するのは土地所有に直接関係のない、稲への被害、粃・水・農具などの盗みを規定している[1]—[42],[44]の部分であろうと思われる。(2)は相続、先占・占有慣習 จ้างจง (จ้าง) chap chong, 土地売買の禁止など土地所有の原型が残っているとみられる部分であり、[43],[46]—[50],[52],[54]—[56],[65],[71]などが大筋としてこれにあたるだろう。(3)は、土地所有の規定の中に、賃貸借や売買により生じた境界争いが含まれてくる[51],[53],[57]—[60],[66]—[70]などである。(4)は、占有証書 (โฉนด chanot), 土地の売買, 期限付売

4) ここではその普及版であるクルサパー版5巻による。“กฎหมายตราสามดวง,” ๕เล่ม, องค์การค้ำของ

ครุสภา, พ.ศ. ๒๕๐๕, 1962.

5) Lingat (1940), pp. 13-14. 1263年はもしチュラマニー暦とすれば西暦1451年で、トライロック王の治世。

買 (ขายฝาก khai fak), 質入れ (จำนำ chamnam) などを規定している明白にアユタヤ末期以降の部分で, [45], [61]—[64], [75]がこれにあたるとみられる。

雑律の農業・土地関係部分は法令の形式からみるとまだ「法典」(ลักษณะ laksana) としてそれだけで独立する体系をそなえていない「布告型」「法律型」の法令だといわれる。⁶⁾ 同じ布告型の旧勅令 พระราชกำหนดเก่า phraratcha kamnot kao (主として18世紀のアユタヤ末期の勅令64篇を集めた部分) に1720年 [59], 1748年 [44] の年号をもつ勅令がある。この勅令にもとづく条文は雑律や刑法 (ลักษณะอาญาหลวง laksana ayaluang) に散見される。そこで雑律の農業・土地部分とあわせ考察する。

なお雑律本文では, それぞれ [1]—[51] 田畑, [52]—[65] 屋敷地, 樹園地, 田畑, [66]—[72] 屋敷地樹園地の侵害, [73]—[76] 財産の不法所有, 質入れに関する規定などと, 法典編さんの際分類をした説明文が付加されている。この分類はしかし主題別分類にすぎず, 同法典を実定法として用いる立場からは有益だが, 所有権を分析しようとする場合あまり大きな意味はない。

II 土地所有の観念と構造

雑律 [52] に有名な箇所がある。

「アユタヤ州内の土地は国王の土地 (เป็นที่แห่งพระเจ้าอยู่หัว) である。国王の僕たる人民は土地に住めるが, それを自分の土地とすることはできない (หากให้ราษฎรทั้งหลาย ผู้เป็นข้าแผ่นดินอยู่จะได้เป็นที่ราษฎรหาไม่ได้)。⁷⁾ さて次のような争いをする者がある。ある者がすでに居住していた屋敷地, 樹園地を放棄したところ, そこに侵入して垣根をつくり家屋を建て作物をつくる者がいた。その場合その者の権利 (สิทธิ sitthi) となす。(以下, 土地を放棄せず囲いを残したまま徭役などに行き, 帰った場合, あとからはいった入植者はその者に返す。ただし9年, 10年と放棄した場合その限りにあらず, の文意のあと。) ひとつ, もしその土地に収量の多い果樹が植えつけられている場合, 居住者は代償を支払うべし。もし盛土がしてあればその代償を支払うべし。その土地の売買はこれを禁ずる (ส่วนที่ดินมิให้ซื้อขายแก่กันเลย)」。

また雑律 [54] は次の通りである。

「首都アユタヤ州以外の土地で人民の土地は相互の売買を禁ずる。未墾地のまま放棄してはならない。村長, 郡長, 徴税吏 (นายบ้านนายอำเภอร้อยแขวงแลนายอากร) はその土地に人民を入植させよ。……」

6) 赤木 (1975), p. 450 の注25)。

7) あるいは次の意味か。「国土の民たる人民にそれを与えたとしても, 人民が自分の土地とすることはできない」。友杉 (1967), p. 72 参照。また末尾の第3項の土地売買禁止の規定も土地一般か, それとも当該の樹園地, 盛土のある土地だけなのか, 解釈はわかるだろう。

以上のような条文は国王の全国土所有の観念とそれにもとづく土地売買の禁止を規定したものであるとしてしばしば注目される。[54]についてはこれを土地売買の一般的規定としてとらえ、アユタヤ州外は禁止だったが、アユタヤ州内は可能だったとするような説⁸⁾はともかくとして、ここでは、一般的にみた、国家最高地主、家産国家的土地所有の観念が表明されているとみておきたい。このことは、反面、人民の土地に対する権利が弱く、占有や利用と結びついた所有観念しか存在しなかったことをも意味する。⁹⁾ Dilock 親王はこれを端的に “Das ganze Land ist Eigentum der Regierung und der Besitzen hat nur Nutzungsrecht.”¹⁰⁾ と表現している。

土地の所有権が集合シンボルによって与えられたとか、保護されているとか考えてそこに所有権の正当性を求める考え方は、『三印法典』には直接うかがえない。しかしそれに類似のシンボルは多少とも登場する。たとえば、雑律[1]の、沼地の霊（เจ้าทุ่ง chao thung）や、[33]、[36]、[44]などにおける稲の魂（แม่โพสพ mae phosop, นางพระโพสพ nang phra phosop）がそれである。これらの神々を傷つけ、侵犯したことに対し儀供を義務づけているのは、他人の作物、土地を侵さぬための一種のサンクションといえる。¹¹⁾ しかし、まず、これらのシンボルは特定のトーテム的シンボルとして所有主体を暗示させるものではなく、稲という作物に生命力を与える普遍的シンボルにすぎず、また土地の権利それ自体の正当性根拠を与えるものとも考えられない。

これと似たような例として想起されるのは、19世紀中葉に、係官が樹園地検分（เดินสวน）をするに先だって行なうとされた土地の神への儀供の儀式である。¹²⁾ 果樹園査定の初日、人民は査定官に対し、土地神の祠 プラプーム・チャオティー（พระภูมิเจ้าที่）とクルン・パーリー（กรงพาลี）にバーイシー（บายศรี）などを供え、また供え物の代金としてさらに、豚の頭1対分、敷物1枚分、白布1枚分などの代金をまず提供する義務があった。おそらくこれは査定官が土地や樹木の霊に迷惑を及ぼすことの許しを乞う儀式であろう。

アヌマーン・ラーチャトン（Anuman Ratchatong）は土地の先占・占有（จอง chong）を行なうに先だち、地の神、森の神（เจ้าที่เจ้าป่า chao thi chao pa）に供え物をして、開懇の許しを願う風習についてふれている。¹³⁾ また他の例で、東北地方の chong の風習では、他人の区画の標識棒を無視して侵入した

8) Wicitwathakan (1965), p. 21.

9) cf. Lingat (1940), pp. 25-32.

10) Dilock (1907), p. 74.

11) [33]で เพราะมันถูกแม่โพสพซึ่งเลี้ยงมันมา（なぜなら、その者は自分を養い育ててきたメー・ポソップを侮辱したからである）とあるのは、たとえば奴隸法（ลักษณะทาส）[25]における เพราะมันถูกไพร่หลวงถูก（なぜなら、その者は王の民を侮辱したからである）というような表現に似ている。王を侮辱することと稲魂を侮辱する行為がある共通の罪の観念で考えられたのかもしれない。

12) National Archives (1963), Vol. 2, p. 217.

13) 注 46) を参照。

場合の罰として、酒1本、鶏1羽を侵害料金（*เบี้ยและเมล็ด*）として罰金のほかにとりたてる例がある。¹⁴⁾ これはもちろん「地の神、森の神」を侵したことへの弁償である。

この二つの例はもっと直接的に区画内の占有権の根拠を示し、これを保護するシンボルの存在が鮮明のようにも見えるが、しかし前掲の例と同様に耕作によって地の神や森の神に迷惑をかける、というだけのこともかもしれない。

総じて平原部タイには特定の親族集団や地域集団だけに帰属するシンボルが少なく、アニミズム的普遍的シンボルが多いとされるが、¹⁵⁾ このことは、共同体的集団形成が弱いことの反映であろう。そこで、普遍的シンボルとならんで、王権のシンボルが社会統合の機能を果たすものとして不可欠になってくると思われる。国王による全国土所有という観念がとりわけ強く意識されるのもこのことと無関係ではないだろう。

次に、このような観念体系の下で、実際はもっとも現実的な所有意識を形成しているとみられる先占・占有 *chong* 慣習についてふれてみたい。この慣習はタイ人の個人主義的な行動様式を生み出す要因としてしばしば注目されている。¹⁶⁾

アユタヤ時代のはじめはこの *chong* に対する法規範が弱く、*chong* の制度化はポロマコート王 (1733-1758) の治世1748年の旧勅令[44]を待たねばならなかった、¹⁷⁾ といわれる。同勅令の主旨は、後述のように、地租徴収を目的とした *chong* の届け出義務化にある。だから無届けに対する罰則はあるが、無届けゆえに土地を没収される規定はない。ただ慣習では土地保有権をうるためには、未墾の荒蕪地に区画棒をたてて先占の意志を示したあと、畑は1年、田は3年(旧勅令[44]では田も1年)の間に、開墾、耕作の事実を示す必要があった。つまり占有と所有が未分離の特徴がみられたのである。

chong の起源は不明であるが、非常に古い起源としては原始共同体のもとでの土地分与慣習が考えられようし、また農業共同体のもとでの、屋敷地、耕地以外の未墾の総有地における土地分与慣習も考えられよう。

しかしアユタヤ時代には先占に先だって、共同体の首長に届け出をし許可を受けたという確たる証拠はない。今のところ他人の先占の意志が区画棒によってあきらかで、かつ切り株によって開墾の事実が示されている土地を侵害したとき土地の神を侵したと観念されるような場合と、国家の徴税吏によって先占・占有を保護される場合（旧勅令[44]）のほかに *chong* 慣行を規制する規範はみあたらない。

「所有権は人と物との関係において現われる人間と人間との関係である」¹⁸⁾ という視点が所

14) 注48)を参照。

15) Sharp & Hanks (1978), p. 78. なお、土地神について簡単には綾部 (1971), pp. 201-210 を参照。

16) 河部・田中 (1970), pp. 67-71.

17) Lingat (1940), pp. 50-52.

18) 川島武宜 (1949), p. 76.

有権の法社会学的考察にとって大切であるといわれる。J. C. Ingram はかつて次のように述べた。

The *corvée* obligation derived from the ancient obligation of every freeman to perform services for his king. It was essentially a relationship between the people and the king, while slavery was a relationship between individual members of the population, arising in a number of different ways.¹⁹⁾

彼はタイの伝統的社会の社会関係を、国王対人民という関係と、人民対人民という関係との二つのレベルに区分した。これを Lingat に従って土地所有についてみるとこうなる。

「土地を保有する人民は国王に対して自らの権利を主張することはできなかったが、しかし絶対王制下で、人民が権利を行使できるとすれば、それはとくに人民同志の間だけであった」。²⁰⁾

つまり土地所有の背後にある社会関係は、いちおう、国民対人民、人民対人民の二つのレベルが同様にあるわけである。

Lingat は国王の官僚が地租納税者に与えた租税証書 *chanot* が、土地所有権を間接的に強化した点を強調する。「租税 (ภาษีอากร) の徴収方法は土地の所有権に関する観念に大きな影響を及ぼした。そのことは、その後、以前よりも明確な所有権観念をもたらした、五世王時代の土地制度の変革が、租税制度の改革の着手と併行して行なわれたことからあきらかである」。²¹⁾

だがもしそうだとすると、これは国家最高地主的観念—所有者たる国王に対し、利用者たる人民が地代として地租を支払う—と矛盾してくる。そこでその矛盾は次のような論理でくぐりぬけられる。²²⁾ かつて、所有権と政治的統治が未分離のときには所有権を人民に与えることは王権への政治的脅威を意味した。しかし両者が徐々に分離をとげ、所有権を与えることが政治的脅威を意味なくなると、国王は国庫をふやすため、所有権を認め安定させるようになったのである、と。ところが他方で彼はまた、人民の間では依然として両者未分離の観念が根強いともいう。²³⁾ もしそうだとすると人民に与えられたとされる所有権は依然国王にとって政治的脅威たりうるのである。

以上の Lingat の立論にはいくつかの問題点があると思われるが、²⁴⁾ 最大の難点は国王という政治権力者を法人格的存在としては人民と同様に主体とみなしていることである。だから国王の体現する政治権力が人民と人民の関係を表現するもの、つまり「総括的統一体」²⁵⁾ である

19) Ingram (1971), p. 60.

20) Lingat (1940), p. 31.

21) *ibid.*, p. 26.

22) *ibid.*, p. 31.

23) *ibid.*, pp. 19–20.

24) (1) 所有権を与える人民がすべて同格であり、本来政治権力をもちうる者とそうでない者との区別がないこと、(2) 所有権と政治統治権とが未分離だという法制上の一般論が具体的な人民に無媒介に適用されていること、などである。

25) Hobsbawm (1965), p. 69. (手島(訳)『資本主義に先行する諸形態』大月書店、1963年、p. 10.)

ことが忘れられている。国王がもつと観念され、人民にはそれがないと観念される所有権も、実は人民対人民の間の所有関係(種族的、共同体的土地所有など)を基礎にしてはじめて成り立つのである。国王のもつ所有権が、利用権しかもたない人民に国王から配分されてゆくから人民の所有権が強くなるのではない。人民間の所有関係が発展し、種族的、共同体的土地所有の中から私的所有が生じてくるからこそ、所有権が強まるのである。国家最高地主説がイデオロギーであって、このイデオロギーを生む基礎に共同体的土地所有がある、といわれる²⁶⁾のは当然である。

以上から、国王の土地所有とは人民対人民の土地所有関係(共同体的土地所有)に帰着することとなるだろう。アユタヤ時代の土地所有についてこのことを考えてみると、土地所有権の形成は、国王が地租徴収の必要上分与した所有権にもとづくのではなく、現実は無所有の中から生まれた権利にもとづいている。地租徴収制度の中で付与された権利はそのような権利の追認にすぎない。

ところで、この現実の権利のあり方を検討しようとするとき、『三印法典』の利用はただちに大きな困難にぶつかる。たとえばインドのムガル支配期(14-16C)の法典についていわれるように、国家的法典には共同体的所有は規定されていない。「共同体所有者たちの関係は法律によってではなく、地方の慣行によって規制されていたからである」。²⁷⁾

『三印法典』中の罰則規定などでよく「地方の慣習に従って」(ตามกระบวนเมือง)という表現が出てくる。これがどのレベルの規範かは不明だが、さしあたり、地方国の条例的法令から村落の共同体規則までを含むものと考えておきたい。たとえば雑律[7](追っていた牛・水牛の群が稲を食い荒らしたら地方の慣習に従って ตามกระบวนเมือง 罰せよ)はその典型とみられる。このような地方の慣習によって法秩序が保たれ紛争の解決がなされる限り、王の法、裁きは必要なかったのだから、『三印法典』は慣習法の大事な部分を含まないことになる。また、財産関係の法規には、とりわけ相続法(ลักษณะมรดก laksana moradok)はその典型だが、特定の社会階層(たとえばサクディナー400ライ以上)にしか関係しない規定がある。王の法典に必ずしも反映されない慣習法の原型を、ひとつには国家未形成のタイ系諸族の民族学的資料によって類推する作業も必要であるが、²⁸⁾ここではちいらない。²⁹⁾

26) たとえば、江守(1966)。

27) Krader (1975), p. 365. (多田(訳), 1973年, pp. 31-32.)

28) 以下はその例である。

Lingat (1940), pp. 6-13; 友杉(1967), pp. 62-69; 田辺(1973)。

29) アユタヤ時代の解明がようやく政治史研究として着手された現状では(たとえば Charnvit Kasetsiri, *The Rise of Ayudhya*. Oxford Univ. Press, 1976.) 社会経済史、社会史の具体的実証データは乏しく、このような現状で土地所有の(法)社会史的理解の試みは無謀に近いであろう。にもかかわらず法制史的視角を一步でもぬけ出すため、あえて共同体論の視角を提示してみた次第である。

III 雑律〔1〕—〔42〕,〔44〕

雑律〔1〕—〔42〕,〔44〕は、ごく一部を除き土地の権利とは直接関係のない部分であるが、慣習律的な規範が比較的多くみられるので軽視できないと思われる。以下、煩をいとわず紹介してみよう。

〔1〕—〔12〕,〔16〕,〔33〕は象、牛、水牛、馬、豚などの家畜が稲を食い荒らしたり、踏み荒らしたりした場合の損害賠償と罰則に関する規定である。無作意の場合と故意、悪意の場合、単数の家畜の場合と複数の家畜の場合に応じて、また役畜の種類、稲の生育段階に応じて詳しい罰金、損害賠償の規定がある。

〔13〕は牛車、マグワを使って〔14〕は犁耕で稲に被害を与えた場合、〔15〕は地ならし棒を使って〔20〕は舟で稲に被害を与えた場合の罰金、損害賠償に関する規定である。すなわち農具類を使用したことによる稲の被害についての規定である。

〔17〕は稲を引き抜いた場合、〔18〕は田の中で魚取りをして稲を傷つけた場合の罰金と損害賠償に関する規定である。〔19〕は、理由は不明だが、汚物を排せつし稲、米にかけた時の罰則規定。³⁰⁾〔44〕はワラを焼いて他人の稲を延焼させた場合の罰則であるが、この場合現物による弁償以外に、祠 (โรงศาล) を建て、豚1頭、アヒル1羽、酒1本を供え、村長の立会いを求める (ให้กำนันตั้งรั้งเห็น) 義務がある。これはおそらく稲魂をまつる祠とみられる。村長に立会いを求める義務は、稲の被害についてはこの条文にしか出てこないが、共同体規制を暗示する。

〔21〕は苗、〔22〕は稲穂、〔23〕,〔27〕は粃の窃盗に関する罰則規定であるが、この規定だけはきわだった特徴をもつ。すなわち重刑である体刑が課されている点である。本来私法的な雑律の農業・土地関係の規定の中で体刑の規定があるのはこの部分のみである。³¹⁾ 稲・米の盗みが国家権力によって極悪視されたことを示すものとみられる。たとえば、稲穂を100束以上盗んだ場合は罰金刑以外に体罰として、逆吊の刑(?) (ขำขัณฑ์ kha khūn) のあと鞭うちの刑、1,000束以上だと腕の筋切りの刑がある。粃盗みは40sat (1sat=20/) 未満だと kha khūn のあと鞭うちの刑、40sat 以上だと腕の筋切りの刑である。なお、〔27〕は王領田の稲、屯倉の米 (เข้าหลวงในทุ่งในลานในฉาง) の盗みに対する罰として腕の筋切りの刑。おそらく重刑1本だったのは“おおやけの米”(เข้าหลวง) を盗んだためであろう。

〔25〕はクビキ、スキ、マグワなど農具の盗みに対する罰金刑である。また〔24〕は草と一緒に稲を刈ってしまったときの罰金刑、〔26〕は他人の稲と絡みあった稲をそのまま刈りとりてしま

30) 稲・米の被害への罰金刑としては、米の場合は小安貝17万ピア(≒26.56バーツ)で最高の刑。稲魂をけがした罪の意味がありそうである。

31) おそらく、旧勅令〔44〕(1748)の関連規定である อากฎหลวง [47]では、chong の届け出を怠った場合、体罰も示唆されている。

ったときの刑(稲盗みとみなされる)である。稲と草の判別もできぬほどの粗放的稲作、稲が絡みあってしまう浮稲地帯の状況を思いおこさせる。

[28], [29]は他人の田、溝、池からの水盗みに対する罰金刑で、罰金刑としては重い部類にはいるが、稲や米盗みよりはるかに軽い。[30]は他人の田の水をはらって稲を枯らした場合の罰金刑、[31]は他人の田の水を切って魚取りをし稲を枯らした場合の罰金刑である。前者は一筆に及ぶような大きな被害、後者はごく部分的被害のちがいがあある。[32]は表土を盗んだ場合の罰金刑。

以上は土地利用権にかかわりのない、作物への被害を中心とする規定である。これに対し[34]—[42]は一部作物への被害と関係するが、他人の土地の利用権、場合によって保有権を侵害した場合の規定であり、土地とかかわっている条文が多い。

[35], [36]は生育中の稲を犁耕し、稲に害を与えた場合の規定。1 ライ未満の場合、播種直後、発芽直後、苗、穂のそれぞれの生育段階に応じた罰金刑。1-3 ライと比較的大きい面積のときは罰金110万ピアと重い罰金刑があり、そのほか稲魂 nang phra phosop に対し豚1頭、アヒル1羽、酒1本、供飾品の儀供が課される。前述の[14]も他人の稲を犁耕したり、田のあぜを犁耕したことへの罰則だが、その罰が軽微であること(それぞれ牛をとりあげる、犁いた部分の弁償をする)、空地进行を犁耕しても「隣近所同志」(เป็นเพื่อนบ้านกัน) だから罰しないとしていること、などからみて、[35], [36]のように荒蕪地の大きな直播田を想像させないし、また顔を知らない者同志の事件ではない。おそらくこの[35], [36]は新開地の、顔見知りでない、土地が隣接した者同志の、かなり大規模な稲および水田への被害についての規定であろう。この点では[34], [38]—[40], [42]も同様である。

[34]は他人が犁耕中の土地を争って犁耕した場合、[38]は他人の犁耕済みの土地または標識あるいは稲の切り株のある土地の犁耕をした場合、[39]は、他人が昔から耕してきた田を横取りして犁耕した場合、[40]は他人が犁耕済みの土地にマグワを入れた場合のそれぞれの罰則規定である。³²⁾ なお[37]は自ら耕起整地をした他人の土地か、他人がした土地か不明だが、他人の田を自分の田と偽って田植をした場合の罰則である。以上の例は、他人の耕作権があきらかであるか、または他人が利用中である事実が明白なのに、他人の土地の耕起整地をした場合の規定である。村落内の顔見知り同志の行為とは思われない。

[41]は故意に他人の土地に盛土をし、仮小屋を建て、畦をつくり「他人の土地を自分のものとする」(เอานาท่านเป็นนาของตน) とき11万ピアの罰金にするという規定である。あきらかに土

32) [42] ถ้าไถเข้าในนาท่านเสียให้ไถแตกหลัง๓คลอง ถ้าจะไถให้ไถ่คลองละ๖๖๖๖๖๖โดย

อาญาท่าน の文意は不明瞭だが、「他人の田にはいり込んで犁耕し3本の溝を破壊したとする。弁償するなら1本につき罰として666,666ピアを弁償すべし」の意味か。

地保有権の侵害である。また [39] も、解釈によっては³³⁾ 他人のつくる田を奪うことになり同じ可能性がある。

この規定と [46]—[51] の境界争い、土地侵害の規定とのちがいは双方の暴力沙汰の係争がないことと、侵害行為そのものへの罰金刑があることである。[46]—[51] では争いで死亡した人間、役畜の補償が規定されているものの、侵害行為そのものの罰刑はなく、奪い侵した土地を返却することで問題は解決したとみなされたようである。

以上のような条文の性格としては、主として新参者や未知の者が違反をおかし、共同体秩序で解決できない部分を、国家権力のサンクションに訴えて解決したり、違反の予防をしたりしたものと考えられよう。訴訟手続の規定が [38] を除いてみられないことは注目される。以上のような諸条文は土地所有と直接の関係がないので、土地制度史の中ではほとんど注目されていないが、稲米窃盗の部分を除き、法体系全般からみると『三印法典』中もっとも慣習律的色彩を残している部分といえるのではないだろうか。

IV 伝統的土地所有について

(1) 相続について

相続に関する条文には [43], [55], [56], [62], [65], [75] などがある。このうち [62], [75] は権利の移転が明確になる段階での相続に関する規定で必ずしも古くない。Lingat によって1360年以前の慣習を法令化したとされる³⁴⁾ [55] は大意次の通り。

[55] 森林地をひき続き耕作してきた所有者が死亡し、子孫に相続された。もし誰かがその土地を開墾し奪ったときその者は悪意があるとみなされ、1 la の罰金に処せられ、土地はその者の兄弟、子供、孫に返されねばならない。

この条文をみると相続権は故人の従前の利用 (สรวง) にもとづいて生ずると考えられているようである。おそらく所有の不明瞭な新開地、未開地だからだろう。だからこの条文は相続権そのものの保護というより、利用に裏打ちされた相続権を保護したものと考えることができそうである。

[56] 所有者が屋敷地を他人に贈与 (ยกให้ yok hai) し、それをえた者 (被贈与者) が死亡した。所有者がその屋敷地の返還を要求すれば、彼に返却される。贈与は所有者と贈られた者当人との間だけでなされたとみなされ、それをえた者 (贈られた者) の縁者が相続を主張することはできない。もし双方が死亡した場合、所有者の縁者がその屋敷地を請求することは認められない。

33) [39] นาทำนทำแต่ก่อนมาซึ่งไถซึ่งหวอดเอานาทำนทำ …… 「他人が昔からつくってきた田をとりあげ犁耕し、他人のつくっている田をなぐって奪う……」

34) Lingat (1940), p. 73.

この[56]は当事者間の契約が相続に優先することを規定しており、相続権は当事者の意志に服して否定されたものと考えられる。これと比べると次の[43], [65]は相続権そのものを認めているようである。

[43]人民が放棄し、国司 (เจ้าเมือง) に田租 (ส่วยหลวง) を納める者のいない地域の田で、国司が没収し耕作している田がある。³⁵⁾ もとの所有者の縁者(子、孫、父母、母方祖父母)でその田を耕作したいと申請する者がいる。調査の結果真実ならその者に耕作させ Phrakhlang (พระคลัง) の田租を徴収する。

しかしこの[43]も、この土地が Phrakhlang の管理地であって、Phrakhlang に対する田租の納入を奨励するための措置かもしれないし、またそうでなくとも一般の放棄地の耕作を奨励するための、条件付相続権の承認であるかもしれない。[65]はきわめて明白に、国王の下賜した財、土地の相続権を縁者、子孫に認める旨の規定である。この場合は国王の下賜による所有権の強さが相続権の安定を生み出すのである。

以上の条文にみる限り、相続権が強まってそれが土地の権利の強化をもたらしたというような一般的結論は必ずしも証明できない。

[62], [75]は前述のようにアユタヤ時代の後半の規定と思われるが、注目すべき内容を含んでいる。

[62] 田畑樹園地の買入れを正式に証文により行なった。ところがその土地は「先代のもの」(เป็นเดิมของผู้เฒ่าผู้แก่) で、相続され耕作されてきたと訴える者がいて、調査の結果、所有者が売ったわけではないことがわかった。その土地は所有者に返し、買ったときの代金は売った者からとりたてる。

この条文は土地売買に直接関係する唯一の条文として注目されている。³⁶⁾ 後述のようにこの売買行為という概念はかなり広い概念であると思われるが、そのことはさておき、正規の証文によって売買を行なっているのに異議をさしはさむ者がいることである。全くの第三者が偽って土地を売ったという場合だけではなさそうである。その異議申したての根拠として、その土地が「先代のもの」(เป็นเดิม) だという主張があった。次の[75]でもこの表現が出てくる。

[75] 親族(父母兄弟、伯母、母方叔父叔母)が財産、田畑樹園地を質入れ chamnam して3年以上経過すると、受戻し金を持参しても財産は質主の権利となる。質入れ人、質主双方が死亡した場合10年以内に限り、質入れ人の子孫は先代の土地の受戻しができる。その土地は先代のもので先代のものを失うことはないからである (ที่นั่นเป็นเดิมของเขาเสียเดิมมิได้)。(質主は)果

35) 人民の放棄地を検地吏 (เสนากรมการ, นายอากรค่าสมพรภักดิ์) が管理してつくる風習はのちまで続い

た。たとえば、1877年の運河掘削布告 ประกาศขุดคลอง (PKPS, Vol. 9, pp. 221-225.) にはそれがある。

36) Iingat (1940), pp. 58-59.

樹を植えた場合植付け代を請求できる。質入れ人本人存命のときは子孫に返却し、子孫の所有とすることはできない。

この[75]の中で、10年以内に質入れ人の子孫が受戻しを望んだとき質主がそれを拒めないこと、また質入れ人の存命中にその子孫が受戻そうとしてもできないこと、の原因として「先代のもの」(เป็นเดิมเขา)という表現がある。Lingat は、タイでは、ビルマのような「家族の共同所有権」(กรรมสิทธิ์ร่วมครอบครัว)という概念は明瞭ではないが、この“เดิม doem”は先代のことであり、従って「先代のもの」とは先代からひきつがれてきた家族の共同所有地であると推定している。³⁷⁾ もしそうだとすれば、土地が家長に管理されても、家長個人の処分権がなく、家族集団が所有し相続することになり、上の[62]、[75]はよく理解できる。

相続は親族体系と密接な関係にある。³⁸⁾ 相続は居住制とともに出自に影響を与える重要な要素であり、土地の相続権と出自規定とは本来一体のものである。以上の条文の中で、親族関係が明記されている相続主体としては、[43]の子供・孫・父母・母方の祖父母、[75]の父母・兄弟・伯母・母方叔父叔母、それに[55]の子供・孫、[65]の兄弟・子供・孫である。[55]、[65]はやや一般的だが、[43]、[75]は母系、女系に傾斜しているという特徴がある。

もし Lingat の示唆するような家族共同所有権が認められるとすれば、その家族を構成するのは上の例でいえば母系に傾斜した親族集団だという想定も成りたつ。³⁹⁾ 現在の人類学者の調査で母系出自的集団の存在を主張するのは例外的であって、⁴⁰⁾ 圧倒的多数は双系的出自を主張しているから、この想定はもっと検討が必要であろう。

以上相続に関する規定を含む条文を検討したところでは、比較的時代の新しい[62]、[75]を除いて、相続権の安定、保証を明確に規定した条文はなく、いずれも何らかの条件がつけ加わっているように思われる。Lingat はラーマティボディ王(1350-1369)のとき相続権を認めなかった一おそらく[56]がその例一のは裁判の煩雑さを省くためだったとしているが、⁴¹⁾ しかし、このことと慣習律的な相続の具体的あり方とは別問題であって、『三印法典』にはそれがほとんど反映されていないとみるべきであろう。同法典の条文だけから相続権の有無を検証することはできない。また相続についてはよりたちいった理論的検討も必要であろう。⁴²⁾

(2) 屋敷地の権利について

土地所有のうち私的権利が一般にもっとも早く確立されるのは屋敷地(いわゆる heredium)

37) *ibid.*, p. 73 footnote 3).

38) 石川(1970) 参照。

39) もっとも相続法 *laksana moradok* [51]によれば、平民(サクディナー 10-400ライ)の動産の相続は、故人を看病し、その葬式を行なったことを条件に、父母、配偶者、兄弟、子供、孫など親族に対しそれぞれ3分の1ずつ分割する規定がある。ただしこれは動産の相続であって不動産は不明。

40) J. M. Potter, *Thai Peasant Social Structure*. The Univ. of Chicago Press, 1976.

41) Lingat (1940), p. 72.

42) 個人の所有権の相続という近代的相続概念だけではなく、共同所有(あるいは利用権)における相続のあり方を含めた相続の一般理論が必要とされるように思われる。

であり、これを「橋頭堡」として、個人の生産力が発揮され、私的所有が共同体的所有にうちかち、これを圧倒してゆく、といわれる。⁴³⁾ 国家未形成の諸タイ族の民族学的調査でも、耕地の割替規制がある中で、屋敷地の私有はすでに認められている。⁴⁴⁾ このタイ族の共同体の場合、土地は屋敷地、田地、森林と3種に区分され、屋敷地は私有、田地は割替もしくは分与、森林は自由な占有という共同体規制のもとにあった。

雑律 [52], [53], [56], [58], [71] などに屋敷地に関する規定がある。このうち [53] には売る (ขาย) 質入れ (จำนำ) の言葉があり、[58] には賃借する (เช่า), 賃借料 (ค่าเช่า) の言葉があるので、かなり後世の新しい時代に属する条文と思われる。かなり時期が古いか、あるいは新開地についての規定とみられるものに [52] がある。

[52] 居住していた屋敷地、樹園地を放棄し、他人がそこに入植し囲い込んで家屋を建て住めばその者の権利となる。しかしもしもとの居住者が放棄したわけではなく、徭役などに出向いて不在だった場合、他人が入植したとしても土地はもとの所有者に返さねばならない。ただし、9-10年も放置 (ทิ้ง) しておくで権利を喪失し、新しい耕作者が居住、耕作できる。

[52] はおそらく、自然災害、戦乱、盗賊の横行などのため移動が頻繁だった時代、あるいは地域で永久的屋敷地が定まらなかった事情の反映であろう。特定の永久的屋敷地に帰属するシンボルがなく、屋敷神にあたるプラプーム・チャオティーが、家族の移動とともに移動して良いとみなされる中部デルタの風習はこのことの反映であろう。

次に他人の屋敷地に同意をえて居住し、家屋を築いたときの規定 [53], [58] をみよう。[52] とのちがいは、単独の居住ではなく、有力者、親族、友人などの屋敷地への寄寓あるいはその賃借であり、経済状態や治安状態の悪さゆえに、単独居住が行ないえない階層の存在を示唆する。

[53] ある者が生活に困り、屋敷地の居住者の許しを受け、そこに寄寓した。その後仲違いがおき、もともとの居住者が寄寓者を追い出せうとした。もし寄寓者が居住者の容認のもとに家屋を建て垣根をつくり3年以上経過すれば、(その屋敷地は?) 寄寓者の権利となる (เป็นสิทธิ์แก่ฉันผู้ขออยู่)。寄寓者が他所に移りその屋敷地を売ろうとするときは家屋しか売れず、敷地はもともとの所有者に帰属する。寄寓者が居住しないでそれを他人、縁者に売ったり、質入れ chamnam することはできない。もし家屋のみを建て垣根はつくらずに3年たったら、寄寓者は居住は許されるが、敷地の権利は認められない。

この条文は他人の屋敷内へ許しを得て寄寓し、その中に自分の屋敷地をつくり3年以上たった場合の権利についての規定である。やや不明なのは垣根をつくり3年以上たったときの権利 sitthi の内容である。おそらく土地の処分権はないものの単なる居住権以上の相続・保有の権

43) 大塚 (1955), pp. 31-37.

44) Lingat (1940), p. 10; 友杉 (1967), p. 66.

利は認められるであろう。というのは垣根をつくらない場合、明瞭に敷地の権利が否定されているからである。屋敷地の居住が無償で認められるのだから、何らかの血縁（あるいはその擬制）関係や patron-client 的關係があるのだろう。しかしだからといって、寄寓者の権利が無条件に認められるのだ、とは必ずしもいえない。[58]の賃貸借についての規定は次の通りである。

[58]屋敷地を賃貸借して1-2年内なら家主は、賃借人から賃借料を所定の全額請求できる。しかし3年間放置しておくとし所の半額しか請求できず、「その土地は賃借人の保有とする」(ที่ดินให้คงแก่ผู้เช่า)。

ここでは賃貸借であっても3年以上経過した場合屋敷地の権利（処分権をも含むものとは考えられないが）が賃借人に認められる。この点では[53]と同様であり、3年間の占有実績が権利を生む chong の慣習が反映されているようである。

Lingat は放棄するとただちに権利喪失もありえた[52]とくらべ、少なくとも所有者に一定の権利が与えられている[53]、[58]および[57](後述)を、一定の進歩、前進だと評価している。しかしそれにもかかわらず依然借地者の権利が強く、従って所有者の権利は不安定である。⁴⁵⁾

実は[52]と[53]、[58]には大きなちがいがある。[52]は所有者が土地を放棄しているのに対し、[53]は所有者が土地を放棄したわけではない。また[52]は他人の入植、入居は所有者の意志と無関係だが、[53]は所有者の同意をえているのである。だからこの前者と後者は時代的前後関係ではなく、所有者の居住環境のちがい(継続居住の可能性の有無)や所有者の社会的身分の差(小農か patron か)によるものである。後者について寄寓者や賃借人の占有権が保証されるのは chong 慣習の影響のほか、patron 的な所有者の保護観念があるためかもしれない。[71](後述)のように身分上対等の者、あるいはより上位の者が、一方的に屋敷地を侵害するときは、弁償、罰則が加えられるのである。[71]は[52]とちがい所有権が強化された後世の規定とみることが自然かもしれない。しかし、[53]、[58]と対比して、状況のちがいと考えることも可能であろう。この場合には一方が親族共同体内的、patron-client 内的住居集団形成の秩序であるのに対し、他方はそのような秩序の外にある居住集団間の争いであることになる。

いずれにしても、[71]をひとまず除外するなら、雑律中の屋敷地に関する条文はいずれも屋敷地の権利の弱さを示唆する。しかし、だから屋敷地の権利がきわめて弱かったと理解することはできないだろう。[53]も所有者の権利自体を規定しているのではなく、そこに所有者の同意をえてはいった者の権利と所有者の権利との調整に焦点がある。前述[56]は、贈与された屋敷地は、被贈与者が死亡した場合、被贈与者の遺族には相続権の主張ができず、贈与者はその返還を請求でき、また双方が死亡した場合、贈与者の遺族には相続権がない(被贈与者の遺族に権利がある)とするものであった。この規定は贈与 yok hai という概念ともかかわるし、

45) Lingat (1940), pp. 39-40.

必ずしもアユタヤ初期の規定とは思われないが、要するに当事者の契約の厳密な実行であり、所有者の権利自体が弱いとはいえない。つまり屋敷地自体の物権的権利の強さと当事者間の契約とは別の次元の問題なのである。もっとも契約と物権とが未分離であって後者が前者に制約される前近代法的特徴はぬぐえない。

耕地の貸借(小作)はおそらく早くともアユタヤ後期の現象であろう。屋敷地の賃貸借と比較するために[57], [60]をみよう。

[57]ある者が耕地、未墾地を所有者の同意をえて耕作した場合、所有者は3年以内に限り返却請求ができる。3年以上経過した場合、耕作部分は耕作者の権利となる。但し耕作をせずに売却, *chamnam*, 相続を行なうことはできず、その場合、耕地はもとの所有者の権利となる。

この条文は小作賃料なしの小作であり、屋敷地の貸借[53]にまさしく対応する規定である。

[60]田畑、樹園地を小作証文により小作し、小作人が小作料支払いを約束しながら、期限までに支払いに応じず、地主が立退命令を出した。審理の上、小作契約が事実なら、小作人は地主に所定の小作料を支払い、さらに裁判賠償金として同額を原告と国庫に半分ずつ支払う。

[60]は屋敷地の賃貸借[58]と同じく、単なる同意にもとづく貸借ではなく、耕地の賃貸借である。証文をとりかわしており、地主が厳しく小作料を請求する点では[58]の大様な賃貸借とちがってきわめて打算的である。完全に後世の規定である。あるいは[58]の大様さは貸借関係の基礎にある社会関係の非打算性(血縁関係, *patron-client* 関係など)と関係があるのかもしれない。

本来の屋敷地に関する権利もまた雑律の部分からだけおしはかることは困難である。雑律にみえる屋敷地の権利の弱さは、居住の移動性と非永代性、貸地者と所有者の社会関係、居住集団の性格などの具体的条件を考慮に入れて考えてみるべきであろう。

(3) 土地の先占・占有 *chong* について

未墾の森林、荒蕪地、あるいは他人が過去に耕作し放棄してある土地に入植して先占の意志表示をした上、所定の年数でそこを開墾し、耕作利用するとその土地の権利がえられるという慣習はタイでは *chong* (または *chap chong*) とよばれる。アヌマン・ラーチャトン¹⁾は、国家成立以前の農耕社会での *chong* を次のように描写している。

「最初は田畑として生計をたてるための土地は、金銀で計算される単位としての価格をもたなかった。なぜならパー(森林, *phā*)とよばれる未墾地はまだ多かったからである。耕作面積をいくら望んでもパーを開墾し区画を拡大するに足る労力がありさえすれば可能であり、土地は誰からも買う必要がなかった。大事なのは、信仰されている土地の神、森の神 *chao thi chao pa* に供え物をし、その許しを乞わねばならぬことだった。そのあとではじめて開墾ができたのであり、これをしないと気分が悪かった。沼沢沿いの土地は良好な立地とされた。なぜなら肥沃に恵まれ、そこから離れた土地よりも多く収穫があったからである。そこで生活にかかわ

る重大なことがらといえ、土地の立地と労力だけであった。耕作面積は労力の大小に比例した。畑、樹園地の耕作は人力に依存し、田の耕作は人力、牛・水牛類に依存した。そのため、この初期には、土地は個人の財産ではなく家族の総有の（ส่วนกลาง）財産にすぎないとみられた、といえる。土地が価値をもつに至るのは田畑となして久しくしてからのことである。そこで田畑の耕作は共同の集落（หมู่บ้าน）に住む自分と他人のためなされた。これらの人々はすべて親戚兄弟であり共同体（สามัคคีธรรม）とよばれる政治統治形態があった」。⁴⁶⁾

この含蓄深い叙述が何を典拠にしているのか不明であるが、ここで想定されているのは原始共同体（あるいはその最後の段階としての農業共同体）社会における、耕地と森林との区分が判然としない状況の下での、一般的土地分与の方法としての chong 慣習であろう。

統一国家を形成せず近隣諸国に少数民族として残存するタイ族の共同体ではすでに宅地、耕地、未墾森林地がはっきり区分されており、耕地は通常割替（または分配）というもっとも強い共同体規制におかれるが、森林については個人の占有つまり chong による土地取得が許されているという。⁴⁷⁾

時代はおそらく後世ラタナコーシン期のものだが、東北に伝わる chong の風習は次の通りだとされる。⁴⁸⁾

森林を開墾し畑とする者はまず土地区画の四隅に境界棒をたてて先占の意志を示し、1年以内の占有を認められ、その間に開墾、耕作、作付をすれば土地はその者の権利となる。1年以上放棄すれば、あらたな先占者に先占・占有権を認める。他人の占有有効期限内にその土地を侵害し区画棒を無視して先占、耕作をした者は違法（ละเมิด lamoet）とみなされ罰として6サルン（＝1.5バーツ）、酒1本、鶏1羽を弁償せねばならない。沼沢周縁地を開墾し、田とする者はまず四隅に境界棒をたてると、3年間は他人の侵害を排除できる。もしその間に侵害者があれば違反とみなされ、畑と同様の罰を受ける。3年以上たてばあらたに他の者の先占・占有を認める。

以上のような風習のうち畑が1年、田が3年という耕地種別の占有期間の規定は後世の所産かもしれないが、ある一定期間の占有を保証する慣習はかなり古くからあったものと思われる。区画棒の設定による意志表示、それにもとづく一定期間の占有権の保証、それを故意に侵害した場合の土地神によるサンクシヨンの觀念という一般的特徴は決して新しいものとは思われない。この東北地方の慣習の叙述者（จันทร์อุดมการณ์）は、この土地の chong のあと、すぐに蜜蜂の巣や漁場の先占の場合、そこに目じるしをつけて意志表示をする例をあげており、このような先占と土地の先占を同じ文脈の中で論じているようである。しかし土地の先占・占有の侵害

46) Anuman Ratchathon (1967), pp. 50-51.

47) Lingat (1940), p. 7, p. 10; 友杉 (1967), p. 64, pp. 67-68; 田辺 (1973), p. 148.

48) National Archives (1961), Vol. 1, pp. 46-47.

は *lamoet* であるが、自然物の先占の侵害が、コソドロ (ขี้มด) にすぎないこと、さらに前者は土地神への反逆と観念されること、などの点で両者は同列には論じられない。

乏しい文献によってみると *chong* は、原始共同体のもとでの土地分与慣習(同族集団の実力に応じた自由な開墾)と農業共同体における屋敷地、耕地以外の未墾地の土地分与慣習(家族集団の実力に応じた自由な開墾)の二つに起源をもつようである。しかしアユタヤ以降のタイ社会ではこの二つの段階区分ができないほどに、耕地と未墾地の境目があいまいとなっており、耕地に対する共同体規則がほとんどみられないこととあいまって、*chong* はむしろ耕地獲得のもっとも基本的な方法となっているかのようである。

chong に対する規制は小暦 1110年(1748年)の年号がある旧勅令 *phraratcha kamnot kao* [44]においてはじめてあらわれる。アユタヤ陥落まで18年、すでにアユタヤ末期のことである。

(旧勅令)[44]田を開墾、耕作している良民が田地局 *krom na* の検地吏に届け出できず、その後検地吏が調査検分をし、その者が一定面積を開墾した事実を知った。検地吏が地租を徴収しようとする、その者は開墾着手後1,2年たったばかりだとか1年足らずだとか言い訳する。検地吏が地租徴収をする際いざこざがおき、(被告は)地租の額以上の裁判補償費用を支払わねばならなかったため、次の法令制定が命ぜられた。今後新規の開墾、耕作する者、あるいは1年以上放棄された土地⁴⁹⁾の耕作をする者は、村郡の検地吏に届け出て田地の検分を受け、それにもとづき *chanot* の交付を受ける。*chanot* の記載項目は開墾・耕作者名、住所、土地所在地、耕作年次、面積などである。本法令施行前の開墾でも検地吏に届ければ罰せられず、*chanot* の交付を申請できる。新規に開墾をする者または長く(5年以上?)放棄された土地を再耕作する者は、2年間免除ののち3年目から地租を徴収する。3-4年放棄された田を再耕作する者は1年間免除ののち2年目から徴収する。1-2年放棄された田を再耕作する者はその年から地租を徴収する。新規に田をつくる者、放棄田を再耕作する者は *krom na* と郡の検地吏に届け出ないと *chanot* を交付されない。検地吏は無届けで新規耕作、再耕作をする者を逮捕し、罰として地租を1年さかのぼり徴収する。

このように[44]の中では新規に *chong* をする者の検地吏への届け出義務が規定されているが、この布告後20年たらずでアユタヤ王朝は崩壊するので、*chong* の制度的整備は次のラタナコーシン期によりやく行なわれた。⁵⁰⁾ この[44]による届け出義務はあくまで地租徴収上の便宜のためであり、交付された *chanot* が直接所有権を保証することはなかった。⁵¹⁾ 無届けは国庫の収入を実現しないので、体罰をも含めて、⁵²⁾ 罰せられたが、土地を没収されるとの規定はな

49) 原文では「二握り以上の木が生い繁るとき(5年以上?)、3-4年放棄され耕作されないとき、1-2年放棄され耕作されないとき」。

50) *Lingat* (1940), pp. 51-52.

51) *ibid.*, p. 36.

52) 注31) 参照。

く、占有権は保護されたもようである。

もし未墾地が何らかの共同体規制に服する限りは「統一体」としての首長への届け出が諸タイ族の例のようにあってしかるべきである。しかし『三印法典』ではこの旧勅令[44]およびそれを反映したとみられる雑律[43]、[45]、刑法[47]のように、地租徴収の目的のため国司、郡長、徴税吏に届け出る旨の規定しかない。chong のとき村長への届け出義務が生ずるのはずっと後世のことである。⁵³⁾ このことは本来、何らかの共同体規制の下で出発した chong が、アユタヤ時代の人口拡散と入植・新集落形成の過程で、旧共同体秩序が崩壊し共同体との関係を失ったものと解される。後世官僚制が整備され徴税の必要性が強まるにつれ、chong ははじめて直接国家の統制下におかれるようになったのであろう。

V 権利の侵害について

雑律[46]—[50]は耕地(田畑樹園地)の、また[71]は屋敷地の権利侵害によって生じた紛争について規定した条文である。[46]—[51]は年代は不明だが、一方の確実な権利を他方が侵害するというケースであり、権利が定着した後世の規定であろう。土地の侵害では、購入した土地が隣接地との権利が重複し争いを生じた場合の規定が[66]—[70]にあり、これは[46]—[50]にほぼ対応した内容をもっている。⁵⁴⁾ ただ土地を購入するのはおそらくアユタヤ後期、末期以後の現象であるからこれらの条文は、もともとの規定[46]—[50]をあらたな状況に対応して改正した例の典型である。さて[46]—[50]の条文自体は実は権利が安定しているという意味での時代の新しさだけでなく、共同体や国家の規制の及ばない法的真空地帯において実力者、有力者が私利を実現する場合の争いを反映するものであるかもしれない。

[46]—[50]の規定の制定経緯として[46]に次の事件が記されている。Som (นายโสม) の訴えるところによると、Thong (นายทอง) が飛地耕作(ทำที่คาบ)をし Som の祖父と子供が死んだ。裁判官が吟味したところ、Som の土地が真ん中にあり、Thong の土地がその両側にあり、侵害(ถากคน)をおこしたことがわかった。この件で国王の判断をあおいだ、というものである。

[46]象の向きを変えたため境界を踏み越えたとか、溝の水が隣接池を浸水したとかしても、これを境界の侵害(คาบ)とはみなさず、たとえ死者が出て加害者を罰しない。

[47]ある者が耕地を耕作し他人の土地を侵害(เกี่ยวคาบ)したので、侵害を受けた側が仲裁人(ผู้เถาผู้แก้)に訴えたが、侵害者は土地の返却に応じなかった。侵害者は死んだ家畜、下僕(ข้าคน)の損害賠償をした上、罰せられる。

53) 1901年9月17日付農務大臣令はもっとも整備された法令。なお注 68) をも参照。

54) Lingat (1940), p. 24 footnote 2).

[48]土地を耕作し他人の土地を侵害した者も、侵害を受けた者もその事実を知らなかった。のち役畜、下僕が死亡してはじめて被害者が侵害されたことを知り、訴えても侵害者は死亡の損害補償の必要はなく、死者の供養を援助すれば良い。

[49]他人の耕地を侵害した事実を知り、仲裁人に届け出て、その耕地を返した。被害者の家畜、下僕が死亡しても侵害者を罰しない。

[50]耕地の耕作者が他人の土地を侵害し、被害者が仲裁人に訴えた。仲裁人が争いを禁じても耕作者は悪意で土地返却に応じず、役畜、下僕が死亡したら、侵害者を *lamoet* の罪で罰する。

以上の諸規定は次のような特徴をもつ。(1) 他人の耕地の侵害は耕作による それに限る、(2) 侵害の事実は仲裁人に訴え吟味の末認知される、(3) 侵害で役畜、下僕が死亡したら悪意の侵害者は罰せられる、(4) しかし侵害の事実を認め土地を返せば罰せられない。

土地を侵害したこと自体への罰則がなく、ただ下僕、家人、役畜の死亡への代償、罰則だけがあるのは不思議である。^(補注) さてこの死亡の理由であるが、条文は“侵害がおき、死亡した”式の表現しかしていない。これは侵害がおき、土地争いがおきて死亡した(殺された)と解釈する⁵⁵⁾ のが自然だろう。この土地争いで死亡した者の中に下僕(奴隸)がいるのは注目される。

18世紀末の小農経営の1例を示すと、家族、2-3人の下僕、2-4頭の水牛、4-5クイアンの米、20-30ライの田が標準であろう。⁵⁶⁾ また農村住民の中には独身で2-9人の奴隸を擁する者もいたようである。条文の中で下僕、奴隸の死が出てくるのはおそらく、これら下僕が農業奴隸、用心棒として加わっていたからだろう。19世紀末の土地争いでは配下の奴隸を私兵に使って他人の土地を侵害する例がよくある。

運河、河川沿いの隣りにあった土地を耕す者はおそらく、同じ共同体秩序のもとにある顔見知りといえない者同志であり、私兵的配下を擁せるほどの経済力をもっていたのであろう。このような者が私力、実力で土地を守り、侵そうと思えば死者が出る、と考えるのが自然である。共同体秩序や国家の規制の及ばぬ新開地では私力がまず頼りであった。

土地を購入したところ隣接地と重複し争いがおきた[66]—[70]でも役畜、人間の死亡が出る点は同じだが、仲裁人として *นายระวางกำนันพันนายบ้านเจด้อย* とか、*นายระวางร้อยแขวง* など具体的な官職が出てくる。100 (*ร้อย*) 1,000 (*พัน*) 戸程度の村、郡の首長が仲裁人だったと思われる。[66]—[70]の規定は、照応する[46]—[50]の規定とくらべて罰則規定もより具体的で詳細であり、仲裁人の官職の明記とあわせて、官僚機構がより整備された状況を想起させる。

同じ未墾地、新開地でも *chong* の土地の権利侵害では、そもそも権利自体が不安定だということもあるが、平和的な権利調整がなされる傾向がある。ところがこの権利侵害の条文では

55) Seni Pramroj (1967), p. 22.

56) 新勅令 (*พระราชกำหนดใหม่*) [26] (1792) *KTSD*, Vol. 5, p. 288.

家族を含む労働力、また大事な生産手段である役畜の殺害がおきている（ただしその解決は大変民事的である）。私力、実力による権利の擁護が当然視されたかの感がある。おそらく両者のちがいのひとつの理由は、家族労働力のみによる耕作と、従属労働力を使用した耕作とのちがいにある。このちがいは時代の新旧のちがいであるが、同時に経営体のちがい、社会階層のちがいでもあろう。

[71]他人の土地を垣根で囲い家を建てたり、他人の垣根をこわしたり、他人の屋敷地内に家を建てたりして、下僕、役畜が死亡し、家主が訴えた。審理し真実ならその価値を弁償させる。その者が応じない場合は鞭うちの刑に処す。

この屋敷地の侵害に関する規定は[66]—[70]というよりむしろ[46]—[50]と同時代かもしれない。耕地の条文とちがい、売買の語句がないからである。条文[50]の屋敷地版であろうが、罰が具体的である点が特色である。

以上の権利の侵害についての諸条文は雑律の中でもっとも刑法的色彩のある特異な部分である。Lingat がほとんど言及していないのはそのためだろう。しかし所有の背後にある社会関係という観点からみると大変興味深い部分でありもっと注目されてよい。

VI 土地の権利移転について

17世紀にはいりビルマとの戦役が一時的に中断し、外国貿易、商業の繁栄をむかえたタイ社会には、一定の商品経済の影響がみられ、⁵⁷⁾ 負債法 (ลักษณะกักหนี้) の制定にみられるように経済法規を必要とするに至った。この商品経済の展開の中で土地の権利移転もわずかながら生ずるようになった。

土地の権利移転は売買によって生じたというより、土地を借金の形とする金銭貸借や、現金を必要とする場合土地を一時的に金主に預け入れる行為などが結果的に権利移転を促したのだとみることができる。土地売買そのものは、17世紀末には、主として王族の間でだけ行なわれ、平民は、実力者に土地をとり上げられることを恐れて土地買入れに不安をもったので、土地を買わなかったといわれる。⁵⁸⁾

ほとんど唯一の直接土地売買に関係するとされる条文は雑律[62]である。⁵⁹⁾ 前述のようにこの条文は売買契約が相続権の主張によって無効となる旨を規定している。ところでこの売買とは一体どのような性格のものだろうか。次の[63]の「買う」(ซื้อ)とは次のような意味である。

[63] 沼沢地、田畑樹園地を1-2年だけ耕作する約束で買った。長らくしてもとの持主が返却を求めたが購入者が応じなかった。審理の結果、真実だったのでもとの持主の保有とした

57) たとえば、友杉(1967), pp. 76-77.

58) De la loubère (1693), p. 71.

59) Lingat (1940), pp. 58-59.

(ให้คงเดิม)。

この[63]の「買う」は期限付購入である。持主が現金を必要とする時一時的に期限を限って金主に預け入れ、期限がきたら元金をもって受戻す一時的売買 (ขายฝาก^{๖๐} khai fak soe fak) である。のちのラタナコーシン朝1866年の質入れの布告⁶⁰⁾の中で販売 khai が本来の販売 khai khat と一時的販売 khai fak の二つの意味で使われ、混乱をきたした事情がのべられていることが想起される。この[63]の規定に照らしてみると[62]も本来の売買かどうかは必ずしも釈然としない。⁶¹⁾ もし一時的売買だとすれば双方がとりかわした正式の証文 (เอกสารเป็นค้ำับ^{๖๑}) は売買契約書ではなく質入れ証文である。

土地の khai fak がそのままの表現で出てくるのは[61]である。

[61]田畑樹園地を khai fak すると契約してある krommathan (กรมธรณ) の証文がある場合、受戻しの時効は10年である。所有者が10年以上放置しておくとう戻しはできず、土地は(一時的に)買主の権利となる。

この10年の有効的期限はターイサ王 ท้ายสระ (1709-1733) の治世、1727年の法令の影響であるとされる。⁶²⁾ もしそうだとするとこの[61]は、アユタヤ末期18世紀前半において、売買概念が本来のそれと一時的なそれとに区分されるに至ったことを示す条文である。これとくらべると[62]、[63]ではまだ売買概念があいまいで一時的売買が売買の主要な形態だった時代を反映した条文ともいえるのではないだろうか。

土地の chamnam はアユタヤ末期にはじめてあらわれた風習だといわれる。質入れは、土地を質主に預け入れ質主の利用に供した点で期限付販売 khai fak と同様であるが、krommathan の証文とりかわしがなく、また質物は時効3年をすぎると自動的に質主に流れた点でちがう。⁶³⁾ khai fak は、起源的には人間の身柄の預け入れという形でかなり古くから制度化されていたが、chamnam は動産、不動産だけを担保とする金銭貸借であって、アユタヤ末期の現象である。

前述の[75]は質入れに直接ふれた唯一の条文だが、質入れ人、質主が存命の間は受け戻し時効を3年に限っている。しかし双方が死亡した場合は1727年の負債請求規定にもとづき10年以内の受戻し時効をもうけている。この2段階の論理は前述の[56]と共通する。当事者間の契約

60) ประกาศขายสวนขายนาฝากกัน, PKPS, Vol. 7, pp. 226-228.

61) もし一時的売買だとすれば[62]、[75]の doem は Lingat の推定するような「先代」の意味ではなく単に「もとの持主」の意味かもしれない。

62) Lingat (1940), p. 65. なお 1727年の法令とは、กฎ 36 ข้อ [29] (KTSD, Vol. 4, p. 250.) の負債請求時効10年以内を指すものと思われる。

63) Lingat (1940), p. 63. なお、北原 (1976), p. 265 は khai fak と chamnam のちがいを、1921年の法律雑誌によって、土地が質主の手に渡った場合と渡らなかった場合とのちがい、としているが、この点、検討が必要。

をはなれてその子孫の権利を一般的慣習に従って認めてゆく主旨であろう。

ターイサ王の治世中1720年に公布された旧勅令[59]は、のちの地券(โฉนดที่ดิน chanot thidin)と同様の名称をもつ chanot という租税証書を規定してあることからしばしば注目されている。大意次の通りである。

(旧勅令)[59]各種租税(田畑樹園地森林産物の akon, 屋敷地稅 ค่าที่เชิงเรือน, 漁獲稅 ค่าน้ำทะเล, 市場稅 ค่าตลาด, 通關稅 ขนอนสารพะอัมพะมานี)の徵税人は人民に chanot を交付したが各種租税の課税根拠(เดิมจำนวน)と金額(เรือนเงิน)の記載がなく、争いが生じた。そこで今後税を徴収する各種徵税吏は chanot すべてに、課税根拠および課税金額を記載すること。

この旧勅令[59]の文意は難解である。⁶⁴⁾しかし少なくとも、各種の khaon, akon に対して広く渡された納税証書が chanot とよばれる文書であることは確認できる。しかしこの chanot と前述の旧勅令[44](1748年)の chanot はどちらがうのだろうか。後者は耕作者名、住所、耕地所在地、面積、開墾開始年次などが記入されたことがあきらかである。課税のための土地台帳個票の性格をもつものと考えてよいだろう。これに対し1720年規定の前者の記載項目は不明だが、土地の課税根拠としては、田畑面積や果樹の本数などが所有者名、住所などとともにその中にあったと思われる。記載項目でそれほどちがいがないとすると、ちがいは少なくとも交付の方法にあらう。所有者の立場からみて、後者は1回限りの交付だが、前者は徴税時に検見があるたびに交付されたものと思われる。

chanot についての規定は雑律[45]、[64]、刑法[47]、[64]などに散見される。雑律[45]、刑法[47](dika chanot)などはあきらかに新開地未墾地の chanot で旧勅令[44]と同じ証書の規定である。これに対し雑律[64]の chanot dika は耕地の akon 以外に漁獲税の akon とみられる語句があり(นายน้ำ, ผู้ทำทะเล), 必ずしもこれと同類ではなく、むしろ旧勅令[59]と同類の証書のようなものである。

地租はもともと土地の収穫物の一定率を徴収する現物税だったとされる。しかし17世紀末のナラーイ王(1656-1688)のときにはすでに一定面積に賦課する土地税となっていた。⁶⁵⁾この王の治世に、これまで耕作部分のみに課した地租を保有面積全体に課す制度が「王の權威が絶対の場所で」(in the places where his authority is absolute)施行され、未耕地の耕地化に寄与した。課税率はライ当り1サルン(0.25バーツ)。その後、18世紀の前半に保有面積全体に賦課する地租と耕作面積だけに賦課する地租(それぞれの田は na khu kho, na fang loi)の区分が導

64) Lingat (1940), p. 34. によれば、โฉนดที่เจ้าพนักงานส่งให้นั้นเขียนข้อความรวมๆไป (係官が交付した chanot は記載内容を分けずまとめて書いてしまった)との意であり、友杉(1967), p. 79. によれば「文書に課税総額のみを記すことから争論が多かったので、今後課税項目ごとに文書が送付されることになった」との意とされる。

65) De la loubère (1693), p. 83, p. 93.

入されたとされる。⁶⁶⁾ しかしこの時期の納税証書ははっきりしない。

のち19世紀後半になると、1855年にアユタヤ周辺4県 (Krung Kao, Angthong, Lopburi, Suphanburi) にはじめて chanot tra daeng (โฉนดตราแดง) とよばれる検地 (เดินนา) の証書が krom na から交付された。この chanot は課税のための土地台帳的役割を果たしたらしい。検地が一度なされ、chanot tra daeng が交付された田はその後、原則として徴税時ごとの検見 (ประเมินนา) を受けることなく全面積に対して課税された (na khu kho 田)。

新開地に対する占有保証書 bai chong は1879年には交付されている。⁶⁷⁾ この証書は chong の有効期間3年だった。それ以前にはさだかでないが、1858年の布告では chao muang, krom-makan が chong の届け出に応じて帳簿をつくる旨の規定がある。⁶⁸⁾

旧勅令[44]で規定された chanot (または chanot dika) はアユタヤ時代にはおそらくあまり普及せず、またッタナコーシン時代になってからもこの規定にもとづき交付されたか否かは確かではない。ラーマ3世王(1824-1851)の治世1824年の布告では krom na が官田、私田の帳簿をつくったとの記述はあるが証書にはふれていない。⁶⁹⁾ この帳簿にもとづいて交付されたのは、旧勅令[59]と同様の納税証書 dika (tua dika) であったと思われる。いずれにしても1855年の chanot tra daeng 交付までは、未墾地、既耕地を問わず、課税台帳のような帳簿はあったとしても個人に交付されるその個票としての証書があったかどうか確かではない。

Lingat は旧勅令[44]の chanot (または chanot dika) と、旧勅令[59]の chanot (のちの納税領収書 dika) をきわめて重視し、これが間接的に土地所有を証明することになったのだとする。⁷⁰⁾ まず[59]は原則として毎年の検見にもとづき徴収される租税の領収書であり、19世紀末まで占有を示す証書とは直接関係をもたなかったようである。⁷¹⁾ [44]の chanot dika は規定によれば確かに新開地の耕地の占有権を示す証書である。しかしこれが19世紀後半には確認される bai chong のように期限付の証書だったか、永久の権利が証明される証書だったかは不明である。可能性としては前者であり、これにもとづき租税が徴収される課税根拠票ともいうべきものだったのだろう。課税のための土地台帳そのものはラタナコーシン期早くからあったようだが、それを個票の形で各個人に交付するようになるのは少なくとも19世紀中葉以後である。アユタヤ周辺の na khu kho 田に krom na から交付された tra daeng や、krom na の検地の行き届かぬ地域で国司、郡長から交付された bai chong (あるいは bai yiap yam) がそれにあたる。

66) Dilock (1907), p. 80; Wales (1965), p. 202.

67) Lingat (1940), pp. 37-38.

68) PKPS, Vol. 5, pp. 294-295.

69) PKPS, Vol. 4, pp. 59-63.

70) Lingat (1940), p. 36.

71) 19世紀後半の租税領収書 dika (tua dika) は占有証書とは関係ない。たとえば PKPS, Vol. 8, pp. 242-251 参照。

ラタナコーシン期との関係から考える限り、アユタヤ末期の二つの chanot がそのまま生き残り継承されて交付され続けたかどうか確認できない。むしろラタナコーシン期もすでに19世紀後半になって、ようやく課税台帳の個票が復活し、その中でこの旧勅令[44], [59]の規定が範例としてよみがえった、というべきであろう。一般的に言えば課税上の必要から生じた証書は、すでに成立していた権利を追認したにすぎないといえよう。

むすびにかえて

『三印法典』の雑律を中心にアユタヤ時代の土地所有の特徴をみようと試みた。しかし土地所有に関する条文はあまりにも少なく、また無体系、散発的であって、みられる通り、これらの条文をもってしては土地所有の構造はほとんどあきらかでない。このことは『三印法典』の編さん経緯や国家法としての性格を考えれば当然のことである。しかし、同時に、アユタヤ社会における共同体秩序の消滅と、それに代るべき家産国家的秩序の理念と現実のちがいという特徴をも考慮にいれなければならないだろう。

Lingat の土地法制史の枠組は、国家成立前の耕地割替制をともなう共同体的土地所有が、アユタヤ時代に至ると消滅し、一挙に家産国家的土地所有が成立し、この中で私的土地所有が徐々に形成されて近代的土地所有に至る、というものであろう。この枠組はしかし、国家成文法としての『三印法典』への無批判な依拠といえないだろうか。おそらく共同体秩序の弱さという特徴は否定できない。しかし法人格としての人民は具体的にみると、親族集団や有力者を中核とする集団だという場合が少なくないだろう。所有主体は個人や小農家族である前にこのような集団であるという視角が必要であるように思われる。国王の家産制的全土所有という観念もまた具体的次元でみると検討を要する問題がいろいろあるように思われる。この覚え書ではひとまず、理念としての国王地主説と、現実としての共同体的土地所有という枠組で考えてみた。しかし共同体の存在があいまいである限り、この点は当然より現実に近い形に修正されてゆかなければならない。

この覚え書で痛感したことは要するにデータ不足である。このわずかの条文では法制史を組み立てるのにさえ大きな限界があると思われるが、それ以上に社会史を描くのは絶望的である。ともかく、Lingat の論点をひとつひとつ検討することから道は開けそうである。

(補注) この場合の侵害 (kiaw khap) は、一般的な侵害ではなく、間に他人の土地をはさんだ土地で、耕作のときその他人の土地を侵害するという意味であろう。その場合に、他人の土地と自分の飛地との交換が暗黙視されているのかもしれない。

引用文献

- KTSD: “กฎหมายตราสามดวง,” ๕เล่ม, องค์การค้ำของครุสภา, พ.ศ. ๒๕๐๕-๒๕๐๖, 1962-1963.
- Seni Pramroj (1967) เสนีย์ ปราโมช, “กฎหมายสมัยอยุธยา,” คณะกรรมการจัดงานอนุสรณ์อยุธยา, พ.ศ. ๒๕๑๐.
- PKPS: เสถียรบาลาภิธาน, “ประชุมกฎหมายประจำศก,” พ.ศ. ๒๔๗๔, 1935.
- Lingat, R. (1940) ร. แลงกาต, “กฎหมายที่ดิน,” ประวัติศาสตร์กฎหมายไทย (กฎหมายเอกชน), มหาวิทยาลัยธรรมศาสตร์, พ.ศ. ๒๔๘๓, 1940.
- National Archives (1961-3) หอพระสมุดแห่งชาติ, “ลัทธิธรรมเนียมต่างๆ,” ๒เล่ม, คลังวิทยา, พ.ศ. ๒๕๐๔-๒๕๐๖.
- Wicitwathakan (1965) วิจิตรวาทการ, หลวง, “วิจิตรสาร,” เล่ม๑, พ.ศ. ๒๕๐๘.
- Anuman Ratchathon (1967) อนุমানราชธน, พระยา, “ชีวิตชาวไทยสมัยก่อน,” ราชบัณฑิตยสถาน, พ.ศ. ๒๕๑๐.
- Dilock, Prinz von Siam (1907) *Die Landwirtschaft in Siam*. Tübingen.
- Hobsbawm, E. J., ed. (1965) *Karl Marx—Pre-Capitalist Economic Formations*. New York, pp. 67-120.
- Ingram, J. C. (1971) *Economic Change in Thailand, 1850-1970*. Stanford, California.
- Krader, Lawrence (1975) *The Asiatic Mode of Production*. Assen, Netherland, pp. 343-412.
- ロシア語訳: 多田博一(訳)『マルクスの「コヴァレフスキー・ノート」』アジア経済研究所内資料, 1973年。
- De la loubère (1693) *A New Historical Relation of the Kingdom of Siam*. London.
- Sharp, Lauriston and Lucien M. Hanks (1978) *Bang Chan—Social History of a Rural Community in Thailand*. Cornell University Press.
- Wales, H. G. Quaritch (1965) *Ancient Siamese Government and Administration*. New York.
- 赤木 攻 (1975) 「タイ国の法体系に関する一考察—伝統的法体系の存続」『東南アジア研究』13巻3号, 1975年12月。
- 綾部恒雄 (1971) 『タイ族—その社会と文化』弘文堂。
- 石井米雄 (1969) 「三印法典について」『東南アジア研究』6巻4号, 1969年3月。
- 石川栄吉 (1970) 『原始共同体—民族学的研究』日本評論社。
- 江守五夫 (1966) 「英蘭両国のインドネシア支配とアダット法—植民地支配のイデオロギーとしての国家最高地主説の展開」『(仁井田記念講座Ⅰ)現代アジアの革命と法』上巻, 勁草書房。
- 大塚久雄 (1955) 『共同体の基礎理論』岩波書店。
- 川島武宜 (1949) 『所有権法の理論』岩波書店。
- 河部利夫・田中忠治 (1970) 『東南アジアの価値体系Ⅰ—タイ』現代アジア出版会。
- 北原 淳 (1976) 「タイにおける土地所有権の確定—その発生史をめぐって」斎藤 仁編『アジア土地政策序説』アジア経済研究所。
- 田辺繁治 (1973) 「雲南シップ・ソーン・パンナーの統治形態に関する一考察—ルウ族の政治組織・土地制度を中心に」『季刊人類学』4巻1号。
- 友杉 孝 (1967) 「タイ土地制度史ノート—タイ農村社会史の試み」斎藤 仁・滝川 勉編『アジアの土地制度と農村社会構造Ⅱ』アジア経済研究所。